

第12号議案

令和4年度京都府電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度京都府電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	20,794,000キロワット時
(2) 供給電力料金	251,607,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	電気事業	収益		294,389千円
第1項	営業	収益		251,815千円
第2項	財務	収益		7千円
第3項	事業外	収益		42,567千円
		支	出	
第1款	電気事業	費用		553,358千円
第1項	営業	費用		552,046千円
第2項	財務	費用		311千円
第3項	特別	損失		1千円

第 4 項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 36,547千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,018千円及び過年度分損益勘定留保資金 18,529千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 180,001千円

第 1 項 企 業 債 180,000千円

第 2 項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 216,548千円

第 1 項 建 設 改 良 費 198,200千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 17,348千円

第 3 項 予 備 費 1,000千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため。

限 度 額 180,000千円

起 債 の 方 法 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）

利 率 年10.0%以内

償 還 の 方 法 (1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。

(2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。

(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

98,937千円

令和4年2月4日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊